

運動部活動指導員活用事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、運動部活動の地域連携、地域スポーツクラブ活動への移行と持続可能な地域スポーツ環境の一体的な整備を進め、将来にわたり子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保することを目的として、運動部活動指導員活用事業（以下「補助事業」という。）を実施する市町村に対し、予算の範囲内において運動部活動指導員活用事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(対象事業等)

第2条 補助の対象となる事業は、市町村（さいたま市を除く。）が行う中学校運動部活動の指導員活用事業（以下「指導員」という。）を活用する事業とする。

(対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、当該事業に要する経費のうち、実施細目で定める経費とする。

(交付申請書の様式)

第4条 規則第4条第1項の申請書の様式は様式第1号のとおりとする。

(交付決定及び支払)

第5条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

2 知事は、本事業に係る補助金の支払を精算払とする。ただし、特別の事情がある場合には、概算払とすることができる。

(状況報告)

第6条 市町村は、知事の要求があったときは補助事業等の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(補助事業の内容の変更等)

第7条 市町村がやむを得ない事情により、事業の内容を変更する場合又は事業を中止し若しくは継続できない場合は、変更交付申請書を速やかに知事に提出し、変更交付決定を受けなければならない。この場合は、補助金の一部又は全部の返還を命ずることがある。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

2 前項に掲げる軽微な変更については別に定めるものとする。

3 変更交付申請書の様式は、様式第3号のとおりとし、事業計画・内容の変更

又は中止を説明する書類を添付するものとする。

4 変更交付決定通知書の様式は、様式第4号のとおりとする。

(実績報告等)

第8条 市町村は、事業が完了したときは規則第13条により実績報告書を提出しなければならない。

2 実績報告書の様式は、様式第5号のとおりとする。

3 実績報告書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

(1) 補助事業に要した経費の決算に関する事項

(2) 補助事業の成果をまとめた報告書

4 実績報告書の提出期限は、事業完了後15日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(額の確定通知)

第9条 規則第14条の額の確定通知書の様式は、様式第6号のとおりとする。

(事業成果の普及・啓発及び指導・助言等)

第10条 市町村は、事業成果の普及・啓発について、県に協力するものとする。

2 県は、補助金の交付の目的を達成するため、必要があると認めるときは、市町村の取組内容に対し、指導・助言等を行うことができる。

(書類の整備等)

第11条 市町村は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿等を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保存しなければならない。

(財産の管理等)

第12条 市町村は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 県は、市町村が取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

(財産処分の制限)

第13条 市町村は、取得財産等を県の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

ただし、別で定める場合は、この限りでない。

2 前項で定める取得財産等は次に掲げるものとする。

(1) 不動産

(2) 取得価格又は効用の増加価格が1個又は1組50万円以上の機械及び重要な器具

(3) その他知事が補助金等の交付の目的を達成するため、特に必要があると認めて定めるもの

3 第1項及び第2項に定める財産の処分を制限する期間は、県が別に定める期間とする。

4 市町村は、前項により定められた期間中において、処分を制限された取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しようとするときは、財産処分申請書を県に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。

5 前条第2項の規定は、第4項の承認をする場合に準用する。

(その他)

第14条 前条までに定めるもののほか、この補助金の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

2 運動部活動指導員活用事業補助金交付要綱（平成30年4月1日適用）は、廃止する。

3 この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

4 この要綱は、令和3年2月17日から適用する。

5 この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

6 この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

7 この要綱は、令和6年4月1日から適用する。